

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（538）

2. 日時：令和5年6月20日 13時30分～14時35分
14時45分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、
大塚安全審査官、小野安全審査官、平本安全審査専門職、
田代審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）、他13名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- (1) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等（SAT114 r. 8. 0）
- (2) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.14 電源設備【57条】（SA57 r. 8. 0）
- (3) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 57条（SA57H r. 8. 0）
- (4) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等（SAT114-9 r. 7. 0）
- (5) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.14 電源設備【57条】（SA57-9 r. 7. 0）
- (6) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 57条（SA57H-9 r. 2. 0）

- 0)
- (7) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等)
 - (8) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第57条 電源設備)
 - (9) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等
 - (10) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第57条 電源設備
 - (11) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14 r. 12. 0)
 - (12) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第14条 全交流動力電源喪失対策設備 (DB14-9 r. 10. 0)
 - (13) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第14条 全交流動力電源喪失対策設備)
 - (14) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第14条 全交流動力電源喪失対策設備
 - (15) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山) (DB064V r. 10. 0)
 - (16) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山) (DB064V-9 r. 10. 0)
 - (17) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山))
 - (18) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)
 - (19) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB064F r. 9. 0)
 - (20) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) (DB064F-9 r. 9. 0)
 - (21) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災))
 - (22) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、規制庁のです。それでは本日のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:08	ではまず準十四条の説明をお願いします。
0:00:12	はい。北海道電力の堤です。それでは14と説明させていただきます。
0:00:17	本日コメント回答1件と、記載の適正化に関する内容1件、ご説明いたします。まずコメント回答ですけども、
0:00:26	資料8-3。
0:00:29	をご覧ください。
0:00:36	はい。
0:00:38	資料8-3をめぐっていただきまして、
0:00:42	ナンバー15番。
0:00:44	になります。
0:01:02	よろしいですか。
0:01:03	コメントいただいたコメントとしましては、非常用高圧母線に母線の事前までに要する時間がオオイワ20分で止まりは40分となっている主な理由を、比較対象の整合も含め、整理して説明することということで、回答ですけども、
0:01:19	この違いの理由としましては、
0:01:22	まず大飯内作業としまして、玉利のタイムチャートでは、
0:01:27	運転員Bの操作に、コントロールセンターB系受電操作の5分後、メタクラ事前準備、ムタからA系の事前準備に放射線
0:01:36	防具着用の時間6分を含んでいるということがございます。こちら、ここまでのところを実際のタイムチャートの方ですね、ご覧いただいて説明したいと思うんですけども、
0:01:48	比較表で言いますと14の75ページ。
0:01:52	なります。
0:01:54	まとめ資料本体で言いますと、十四条、別紙6-1ページ。
0:01:59	です。
0:02:08	こちらタイムチャートのほうにですね、運転員B。
0:02:12	の操作、
0:02:14	項目ございまして、この上から三つ目になりますけども、コントロールセンターB系の事前を行うための操作、こちらの5分間、
0:02:24	このタイムチャートのほうに含んでいます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	また運転員bの操作上から四つ目になりますけども、
0:02:31	メタクラ系事前準備の操作としまして、
0:02:35	15分見込んでいるんですけども、この内訳の絵として放射線防護具の着用時間、
0:02:41	6分をこの
0:02:44	準備の中に含めてございます。
0:02:47	この5分と、6分の合わせて11分がまずアノた泊のタイムチャートとして見込んでいるということになります。
0:02:56	残るですね
0:02:58	9分ですけども、
0:03:00	衛藤。
0:03:02	コメント回答リストの方にまた戻っていただきまして、
0:03:07	残りの約10分間につきましては、
0:03:11	B系の受電を最優先する方針に伴う相違としまして、主な要因として2点記載してございます。
0:03:18	まず一つ目は、コントロールセンターまでの事前準備を行うことから、複レンジにおける自動起動防止措置、自動起動防止処置を行う、現場の対象数が異なるということがございます。
0:03:31	あともう一つとしましては、B系、
0:03:34	A系の事前操作を分けて実施することから、その準備時間にそれぞれ余裕を見込んでいるといった違いがございます。
0:03:44	大井との違いについては、このになってございまして、
0:03:48	なおなんですけども、伊方3号炉のですねこちらの事前時間としましては30分となつてまして、泊の事前時間この40分から、
0:04:00	低圧のコントロールセンター、
0:04:02	スターの受電操作を5分を引いた、35分になりますけども、そちらを比べますと、伊方3号炉等の時間についてはどう同等ですと。
0:04:12	いうことを参考にして記載してございます。
0:04:15	こちらの内容につきましては、十四条の比較表の
0:04:20	最初にあります比較表を取りまとめた資料の2ページの方にですね、
0:04:24	記載反映してございます。
0:04:31	コメント回答は以上でして続きまして記載適正化に関する内容を1件ご説明いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:38	資料 8-4 ページ、資料 8-4 をご覧ください。
0:04:51	8-4 のナンバーの、6 番と 8 番になりますが、
0:04:56	今ご説明した別紙 6 になりますけども、
0:05:00	タイムチャートの方にですね、操作手順の丸番号を記載しておりましたが、前回の資料では、技術的能力 1.14 の
0:05:11	番号ですね、丸番号を記載してございました。今回その十四条の資料としまして操作概要という形でその技術的能力の手順をまとめたもの、この
0:05:24	を記載してございまして、その操作概要の番号の方にですね、修正を行っております。
0:05:31	また、
0:05:34	こちらのタイムチャートですとか、操作概要の方にですね、記載していたメタクラですとか、パワーセンターコントロール%コントロールセンター、それからコントロールセンターといった、
0:05:44	記載と整合がとれる図面を、別紙 6 の方に追加してございます。
0:05:53	ご説明となります。
0:05:57	はい、規制庁のオノですそれは衛藤氏、
0:06:00	質問に入りたいと思います。何かありますか。
0:06:08	規制庁の平本です。40 分と 20 分の違いと、
0:06:14	いうのをとったんですけど、
0:06:16	そのおっきなところが B 系を先に立ち上げて、次点して、
0:06:22	コントロールセンターまで事前するというのを優先させると。
0:06:26	いうことだったんですけども、
0:06:28	ちょっと教えてもらいたいのは、例えば、
0:06:31	B 系を受電すれば、SBO 対応っていうのは、
0:06:37	できるんでしょうか。それとも、
0:06:39	A 系 B 系両方とも受電しないと。
0:06:42	SBO 対応できないんでしょうか。
0:06:46	北海道電力古屋でございます。
0:06:48	結論から申しますと B 系と A 系両方ともコントロールセンターの受電が必要になります。例としましては、
0:06:57	アキュームレーターの出口弁ですね蓄圧タンクの出口弁は SBO シール LOCA カーの有効性評価でも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:06	二次冷却系での元を減圧した後に閉止する操作がありますので、基本的にはB系A系、コントロールセンターが必要ということでございます。以上です。
0:07:22	規制庁平本です。A系B系両方とも受電しないと、SBO対応ができないんだと。
0:07:30	するならば、
0:07:32	B系を先新居ってというのはわかるんですけども、
0:07:39	それによって大井刀禰、比べて、
0:07:43	先行プラントと比べてですね、
0:07:46	対応が遅れるっていうのは、
0:07:48	どういう考えなのかなと。
0:08:14	あと北海道電力料でございます。
0:08:16	こちらも有効性評価。
0:08:20	例えば格納容器の過圧破損、
0:08:25	での代替格納容器スプレイポンプでのですね原子炉格納容器の下部注水、
0:08:33	を優先する手順もありますし、
0:08:38	アニュラス空気浄化系のB系を優先するという、手順も、いう考え方もございまして、B系、
0:08:48	をまず生かすということ等、そういう手順にしております。代替格納容器スプレイポンプ
0:08:59	系統の、
0:09:00	系統構成するためにB系の
0:09:03	電動弁をし、操作するんですけどもそういう意味で、B系を優先しているという提示もございまして、
0:09:12	電源関係の復旧手順についてはB系から優先して啓蒙、そのあと充電していくという手順にございます。で、結果として、
0:09:22	有効性評価の聖籠管も加圧破損、有効性評価の事故シーケンスに対して、他社さんと比較して遅れてはいないというふうに考えておりますので、
0:09:36	この
0:09:39	受電だけで見ると少し遅れてるように見えますが最終的な事故対応としては他社さんと同等というふうに考えてございます。以上です。
0:09:51	衛藤規制庁の平本です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:54	受電した後のB系の作業が多いということなんで、それ時点した後の作業も全部含めて、
0:10:05	AとB系を先に立ち上げて、江藤、B系の作業を優先させて進めていると。
0:10:12	なので、全体として見れば、先行プラントと同じような、
0:10:19	結果を終えているんですけどと、そういう理解なんですかね。
0:10:27	クドウ電力0でございますそのご認識で問題ございません。以上です。
0:10:33	土岐吉尾ヒラモトです。
0:10:35	あと私から以上です。
0:10:48	規制庁山田です内容は大体理解はしてるんですけど、
0:10:53	大井との違いが、この回答概要だとちょっとよくわかりにくいなと思っていて、
0:10:59	まず、泊が40分に対してオオイワ20分ですよ。
0:11:05	で、
0:11:07	ここで書いてあるのは、ふーんと。
0:11:10	まず、
0:11:12	大いにない作業としてタイムチャート運転員Bの操作にコントロールセンターB-10展開。
0:11:18	操作5分。
0:11:20	メタクライブロックが含んでると、じゃあ、大井新居。
0:11:25	BのコントロールさんたBのB系の受電操作があるのかないのかっていうと、あるですよ。それ自体がないんですか。
0:11:42	ちょっと打ち合わせします。
0:15:02	はい。規制庁宮です。私の方は理解しました。私は以上です。
0:15:09	はい。規制庁それでは、特にないです。次の説明をお願いします。
0:15:26	北海道電力イチノセ木です。技術的能力1.14についてご説明させていただきます。
0:15:32	資料は、
0:15:34	1-1、1-4、1-7、1-9となります。
0:15:39	このうち、本日は主、主に資料1-4及び資料1-7を用いてご説明いたします。
0:15:47	その他の資料については、必要に応じ、使用させていただきます。
0:15:53	資料1-9の記載適性箇所リストになりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:58	ええ。
0:15:59	19 ページのNo.104 までが、5 月 31 日の一括提出までに修正したものとなっております、
0:16:11	100 ナンバー106 番からは今回の提出に合わせた修正。
0:16:15	修正した内容となっております。
0:16:19	まず初めに、前回ヒアリングコメントにおける指摘事項につきまして、資料 1-7、ヒアリングコメント回答リストにてご回答させていただきます。
0:16:33	資料 1 の、大丈夫ですか。はい。
0:16:38	その後、前回ヒアリングから主な修正点、2 件について、資料 1-4、まとめ資料比較表にてご説明させていただきます。
0:16:48	なお、資料に一部不備がございましたので、そちらについても後程ご説明させていただきます。
0:16:59	それでは、ヒアリングコメントにつきまして回答させていただきます。資料 1-7、ヒアリングコメント回答リストをご確認願います。
0:17:10	ナンバー A になりますが、
0:17:14	念コメント内容ですけれども、燃料タンク、かっこ S A の容量として貯蔵容量 60 k L と必要容量 50 キロリットルの記載について、
0:17:25	資料館で記載方針を定め適正化し、
0:17:29	説明するようコメントいただいております。
0:17:33	本項につきましては、燃料タンク、括弧 S A の要領の記載について、手順上は確保すべき量を記載すべきものと判断し、
0:17:41	有効性評価、括弧想定事故 1 及び想定事故 2 における、
0:17:47	燃料消費に関する評価において示す、燃料タンク、括弧 S A の必要容量であり、必要流量有料である。
0:17:55	50 キロリットルに 50 キロリットルに記載を統一しています。
0:18:01	まとめ資料の修正箇所としましては、資料 1-4、比較表。
0:18:07	の 1 枚目になります取りまとめ、取りまとめた資料、1 ページ目をお願いします。
0:18:14	こちら黄色ハッチングしている部分になるんですけども、
0:18:19	50 k l 程度の燃料を追加で確保するとした内容に修正しております、同じく、修正箇所なんですけども、
0:18:28	1-14 の 291 ページになります。
0:18:37	291 ページです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:40	それから、
0:18:52	こちらにつきましても同様の修正をしております。
0:18:59	ヒアリングでのコメント回答については以上となります。
0:19:10	はい。
0:19:10	はい。あと、主な修正点説明させていただきます。
0:19:15	前回ヒアリングからの主な修正点、2件につきましてご説明させていただきます。
0:19:22	燃料補給手順の記載内容変更に伴う修正になります。
0:19:27	資料1-4のまとめ資料比較表を1-14の165ページ。
0:19:33	ご確認願います。
0:19:36	165ページです。
0:19:44	泊欄の、ダイイチ1430図になりますが、ディーゼル発電機燃料貯油槽から、
0:19:53	可搬型タンクローリーへ燃料をくみ上げるタイムチャートになっております。
0:19:58	以前のタイムチャートにつきましては、タイムチャートの一番下にある、燃料くみ上げ作業。
0:20:06	そのあとに、燃料補給対象設備までの移動と、燃料補給準備の場を記載しておりました。
0:20:15	それで作業時間を120分と整理、
0:20:19	規制、
0:20:21	いたんですけども、
0:20:23	こちらの方、
0:20:27	イトウのを先行PWRに合わせたものでして、現状の燃料券手順の構成は、
0:20:34	燃料補給、貯油槽または燃料タンク確保、清から燃料をくみ上げる手順と、可搬型タンクローリーから各補機へ補給する手順、
0:20:45	分けた構成に変更しております、燃料くみ上げ後の燃料補給対象設備までの移動及び、燃料補給準備は、女川にあわせまして、
0:20:56	可搬型タンクローリーから各機器への補給の手順に整理する方が適切であると判断しまして修正したものです。
0:21:06	これによりまして、本タイムチャートにおいては、移動及び燃料補給準備に、
0:21:12	要する時、作業時間分の15分。
0:21:16	が、以前に比べ短くなったタイムチャートとなっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:22	同じく、燃料くみ上げのタイムチャートとしましては、第 11430 度のほかに、比較表 1-14 の 167 ページ。
0:21:39	比較表 167 ページの第 11430 ニイツ、
0:21:46	それと比較表 1-14、169 ページのダイイチの事業 34 図がございまして、
0:21:55	こちら同様の修正を行っております。
0:22:02	続いて、可搬型タンクローリーから各機器へのタイムチャートになりますが、比較表 1-14 の 172 ページ。
0:22:11	お願いします。
0:22:13	泊欄の第 1-1437 図を確認願います。
0:22:22	先ほど説明させていただきました通り、
0:22:25	移動及び燃料給準備の場を追記してまして燃料補給完了時間が以前に比べ 15 分長くなっております。
0:22:37	一連の燃料組合から燃料補給対象設備を燃料補給する作業内容に変更はなく、各機器へ燃料補給に必要なと要するトータルの作業時間としては変更ございません。
0:22:51	なお本件の集計修正につきましては、代表して、タイムチャートにてご説明させていただきましたが、
0:22:58	本文手順及び添付資料に反映してございます。
0:23:03	反映箇所につきましては、資料 1-9、記載箇所適正リスク適正化リストに整理してございますので、ご説明は割愛させていただきます。
0:23:17	2 件目の修正点になりますが先ほど、TB 十四条でもご紹介がありましたが、代替電源、
0:23:27	括弧交流による対応し手順の概要図の修正になります。
0:23:33	比較表ですと、
0:23:35	1-14 の 128 ページになりますが、本体側の方が見やすいと思いますので、
0:23:42	本体側の資料 1-1、100 ページをご確認願います。
0:23:59	こちらの第 114 号図の黄色枠で囲っている部分になりますが、メタクラ A 系パワーコントロールセンター A 系統の、
0:24:09	内容につきまして追記してございます。
0:24:12	こちらは、本文手順及びタイムチャートにつきましてメタクラパワーコントロールセンター系統の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:19	内容を記載をしておりましたが、概要図で、該当箇所のをお示しできていなかったことから、修正したものです。
0:24:28	こちらの内容につきましては、代替電源括弧交流による対応手順の概要図の、
0:24:34	すべてすべてにおいて同様の修正を行っております。
0:24:39	主な修正点の説明については以上となります。
0:24:43	また、その他の
0:24:46	記載。
0:24:47	適正、適正化内容については軽微な修正となっておりますので、説明は割愛させていただきます。
0:24:55	最後になりますが、愛知資料に一部不備がございましたので、こちらについてご説明させていただきます。
0:25:05	資料1-4のまとめ資料比較表の、
0:25:09	1-14、183ページをご確認願います。
0:25:18	こちら、審査基準、基準規則と、対応設備との対応表、6分の2の、
0:25:25	黄色枠で囲っている、ディーゼル発電機設備、
0:25:30	括弧燃料という系統配管弁ですが、
0:25:34	設備の分類につきまして現状、既設新設と記載してございます。ございますが、正しくは、既設のみとなります。
0:25:43	これは、
0:25:44	対応手段が、非常用交流電源設備のDBとなることから、なることから、施設と整理するのが、適切です。
0:25:53	一方、次ページになりますが、1-14の184ページ。
0:26:00	の、
0:26:01	常設代替交流電源設備による給電。
0:26:05	及び、
0:26:06	可搬型代替交流電源設備による給電に記載している。
0:26:11	ディーゼル発電機設備括弧燃料系統配管弁については、新設既設と整理しています。
0:26:19	こちらについては、新設した配管弁による燃料補給手段を含めた整理としていますので、
0:26:25	前ページと識別した記載としております。
0:26:28	以降のページにつきましても、同様の整理としています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:32	こちらにつきましては、次回提出時に、修正させていただきます。
0:26:37	技術的能力 1. 14 のご説明については以上となります。
0:26:48	規制庁秋本です規制庁側から何か確認ありますか。はい。
0:27:01	規制庁の平本です。
0:27:03	1-14 の 97 ページの、
0:27:07	一番下の行なんですけども、
0:27:10	97 ページですね。
0:27:15	これ手順の中で、
0:27:18	可搬型タンクローリーへの補給完了まで、約 105 分以内で可能であると。
0:27:24	書いてあるんですけども、
0:27:25	この書き方なんですけどね。
0:27:29	この約ついてるところろうで他の箇所は、逆がついてない。
0:27:37	なくて、
0:27:38	ここ成立性のところなんですけども 105 分以内で可能であるというふうに、
0:27:43	架空の普通なのかなとそこら辺ですね。それから、次のページのですね、
0:27:49	上から 6 行目も、ここは、
0:27:53	タンクローリーへの補給完了まで約 165 分であるっていう。
0:27:58	書いてあるんですけども、
0:28:00	そこら辺の
0:28:03	書き方ですね。
0:28:07	先日の係争の
0:28:09	競争設備のですね。
0:28:10	手順の方の資料もそういう話があって、そちらの方では、
0:28:16	何分以内に実施可能であるみたいなですね。
0:28:20	成立性なんで、そういうふうな表現に統一しますということで、直してあったんですけどもここはちょっと直ってないなど。
0:28:29	そこら辺どうでしょう。
0:28:35	北海道電力市野関です。
0:28:39	他の成立性と、記載内容やっていませんので、記載内容統一いたします。
0:28:45	はい、以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:59	どこまで言われて、
0:29:05	既設ヒラモトですわかりましたそれで、
0:29:08	関連してですね、1-14の259ページ。
0:29:30	このページに、先ほどの
0:29:34	燃料の補給のですね、作業手順が書いてあるんですけども、
0:29:39	一番、2番3番の(1)の放出、
0:29:45	比較表です。
0:29:47	比較表の1-14の259ページ。
0:30:06	でここにですね。
0:30:12	燃料長槽から、燃料貯油槽から燃料ゆ移送ポンプで補給する場合の、
0:30:20	手順が書いてありまして、
0:30:22	123とあって操作時間のところですけども、
0:30:26	ホース直接に操作時間括弧想定で40分って書いてあるんですが、
0:30:32	米印で、今後の検討により変更となる可能性があるって書いてあるんですね。
0:30:39	ここら辺の数字は、
0:30:41	先ほどの、
0:30:43	比較表の1-14の98ページにあった。
0:30:48	上カラー6行目の約165分ですね。
0:30:53	ネタになってる。
0:30:55	数字だと思うんですけども、
0:30:57	成立性として、
0:31:01	165分でできますよって書いてあってですね。
0:31:06	後ろの方で、今後の検討で変更となる可能性があるっていうのは、これはどういうことなのかなと。
0:31:24	すみませんちょっとお時間ください。
0:32:14	北海道電力栗谷でございます。
0:32:16	操作時間の想定40分については
0:32:27	西側に、プラントの西側からですね燃料をくみ上げるための常設配管を今の詳細、
0:32:36	設計の検討中でございます、
0:32:39	その意味で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:42	今後検討により変更となる可能性がある」と記載したんですけども 想定時間 40 分については変わらない見込みは確認してございまして、
0:32:52	訓練実績時間を
0:32:57	下の運転員のところに書いてございますけれどもそちらの方の
0:33:03	災害対策要員のその訓練時間について少し
0:33:08	そ増設配管の詳細検討中のところがあって
0:33:13	変更となる可能性があるという意図です。ここ、記載しましたけれども、
0:33:21	記載が適切ではないとお考えますので、このここの記載については適正化図りたいと思います。以上です。
0:33:31	規制庁平本です。
0:33:34	わかりましたそれで、
0:33:35	そうだとすればですね、その次のページの 261 ページの、
0:33:40	これも同じような記載があるんですけども、3 番のところですね。
0:33:45	ここは訓練実績の
0:33:48	81 分というところに米印がついてて、これは今後、
0:33:54	変更となる可能性がある」と、こんなふうな書き方になるんですかね。
0:34:02	えっと他の電力フルヤでございまして。
0:34:05	今のご指摘ありました通り燃料タンク SA のところはまさしくその
0:34:10	これ、丹空の詳細設計検討中というところであって、訓練時間について米印を打ちましたので、
0:34:21	どちらかというところの意図だったということでございまして。以上です。
0:34:28	規制庁平間です。わかりました。
0:34:32	それから一ちょっとまた別の話で、細かい、
0:34:37	ことなんですけども、
0:34:38	比較表の 1 の 14 の 108 で、
0:34:44	5 時かなあと。
0:34:47	下から 4 行目で、
0:34:50	108 ページの下から 4 行目で、
0:34:54	でんでん幻想設備って書いてあるやつはこれは相当言う時は多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:15	北海道電力イチノセ木です。可搬型代替直流電源設備が正しい記載となりますので、
0:35:22	よろしく、正しい記載となりますので、修正いたします。
0:35:26	以上です。
0:35:29	木瀬常務、平本です。よろしくお願ひします。それと、また別の話で1-14の142ページなんですけども、
0:35:39	142ページです。
0:35:42	第1-14-17図というやつで、
0:35:48	開閉賞を使用した、
0:35:51	12号からの、
0:35:53	電力融通の、
0:35:55	図が書いてあるんですけども、
0:35:58	ここに⑥というところで、
0:36:01	開閉所の、
0:36:04	遮断機を、
0:36:06	使って入れてですね。
0:36:09	1号から3号に、
0:36:11	電源融通する、その電路を作ろうと。
0:36:14	いう図なんです。
0:36:16	ここに、⑥の入れる遮断機が、
0:36:21	三つ書いてあるんですね。
0:36:24	許斐。
0:36:25	詰めは何かなど。
0:36:31	ていうのは、
0:36:34	等、
0:36:36	1-14の189ページにですね。
0:36:45	1-14-101、189ページですね。
0:36:49	189ページに、自主対策設備の使用という表があって、
0:36:55	ここには2台って書いてあんですよ。
0:37:07	この図の方のこの三代目は、
0:37:09	ちょっと説明をお願いします。
0:37:26	すいません少々お待ちください。
0:38:17	北海道電力市野関です。回答についてご説明させていただきます。1-14の189ページの開閉所設備、2台につきましては、
0:38:29	1号機の及びへ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:35	予備変圧器、機動変圧器を示してしまして、それを一律2台として記載しております。
0:38:47	僕です。
0:38:52	で、⑥番の記載につきまして、一番右側にある、6番になりますけれども、こちらは、こちらは連絡ラインを通して、
0:39:03	受電する回路となりますので、
0:39:07	そのように記載しております。
0:39:22	土岐セトヒラモトです。189ページの2台というのは、
0:39:30	442ページの図にある1号の起動変圧器等に5軌道ヘスキー。
0:39:37	のことでした。
0:39:39	そういうことですかね。
0:39:41	今予備変圧器って言いました。
0:40:01	製造電力のフジタです。
0:40:03	ちょっとこれ2台って要領が同じ記載2000になってますんで、少しちょっと確認させてください。適切課長、どうかちょっと再確認させてください。
0:40:17	了解しました。よろしくをお願いします。
0:40:36	規制庁平本です。
0:40:38	次、また別の話ですけども、
0:40:42	土肥。
0:40:42	比較表の1-14の161ページ。
0:40:47	タイムチャート。
0:40:55	このタイムチャートは、代替非常用発電機から、
0:41:01	ダイタイショナイ電気設備に受電するまでのタイムチャートですけども、
0:41:09	ここで黄色のラインマーカで、
0:41:16	イトウ。
0:41:18	比較して、
0:41:19	長くなっている理由が書いていただいているんですけどね。
0:41:30	泊は、事前まで205分かかって、
0:41:36	それで、
0:41:37	例えば隣の、女川だとですね、15分なわけですけどね。
0:41:43	これ随分違うなど。
0:41:45	で、大きく違うところはどこかという、泊のこの災害対策要員ABが行っているこの115分ですと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:54	この115分が何で伸びたかというのが、
0:41:58	ラインマーカーで、そういう理由のところに書いてありまして、
0:42:03	受電系統の切り換えのために、端子台のケーブル回線をやってま すと。
0:42:09	一方、
0:42:11	女川、
0:42:13	中央で遮断キー操作ですと。
0:42:16	いふことの大きな違いがあるんですよということを書いてありま してそれはそれで理解できるんですけども、
0:42:22	一つ、具体的にですね、このケーブル回線で、
0:42:28	どこのケーブル回線をやってるのかなというのが、
0:42:31	前のページぐらいのワンラインで、
0:42:34	ここぐらいなんですよってのは説明です。
0:42:38	でしょうか。
0:42:41	北海道電力市野関です。図面につきましては比較表で記載してい ますけれども、本体側の方が見やすいので、本体側の確認をお願い します。
0:42:51	本体側のページですが、
0:43:00	1-14の127ページになります。
0:43:09	黄色枠で囲っている部分なんですけど、
0:43:15	上の小さい四角になりますけれども、②②B。
0:43:20	サルファー母線側とブラボ-5000側に②②Bと記載しておりまし て、この破線部の箇所に関しまして、改善を実施いたします。
0:43:34	以上となります。
0:43:38	規制庁ヒラモトですここは常時イワマ接続してあって、6A母線に 不接続できるようになっていると。
0:43:49	ということだと思うんですけどもこの0202Bの下にですね、
0:43:54	受電遮断器がついてると思うんですけども、
0:43:57	この受電遮断機は時にはもう動かせないというそういう状況なん でしょうか。
0:44:20	北海道電力イチノセ木です。このダイタイシヨナイ電気設備のを 使う場合なんですけど、所内
0:44:29	所内母線側が機能喪失を想定していることを想定していますの で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:36	遮断器で実際には操作できるときもあると思うんですけども、実際には確実に
0:44:44	庁用母線、
0:44:46	恒設の 5000 と切り離すためにケーブル回線にて切り離すこととしております。
0:44:51	こちらの
0:44:54	回線につきましては、A 型、3 号炉と同等の作業内容となっております。以上です。
0:45:04	伊方 3 号炉と規制庁平間です。深田さん号炉と同等だというのは、
0:45:10	この新しい図にもですね、書いていただいているんでわかってるんですけども、
0:45:15	この女川の方では、
0:45:19	中央からですね、遮断器で、隔離できるのに、
0:45:25	なんで泊はできないのかなというところがちょっと、
0:45:28	知りたかったんですけどね。
0:45:46	すいません、ちょっと社内で確認します少々お待ちください。
0:46:16	北海道電力古谷でございます。衛藤女川さんの方は遮断器で系統分離するということを、は理解しつつ我々としては、
0:46:30	確実にですね系統、電源系統を分離する意味、意味で、手順として、
0:46:40	遮断器での開放とその回線までをして、確実に切り離した上で、
0:46:46	ダイタイショナイ電気設備を使っていくという手順にさせていただきます。以上です。
0:46:56	規制庁平本です。考え、理解しました。
0:47:18	すいません最後にですね、1-14 の 258 ページの比較表、比較表の 258 ページなんですけども、
0:47:33	一番上に可搬型タンクローリーへのホース族が継ぎ手続式となっていると。
0:47:40	書いてありまして、
0:47:42	継ぎ手接続式って今回書いていただいたんで、
0:47:46	これと、
0:47:55	264 ページにですね。
0:47:59	給湯高エミ接続クイックカップラー式って書いてあるのと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:07	それから大井では、コネクタ式って書いてあるんですけども、これどう違うんでしょうか。
0:48:49	北海道電力の藤田です。
0:48:52	ものは違うんです。
0:48:54	使い分けてはいるんですけども、ちょっと今うまく説明できませんので、ちょっとすいません改めて、説明させていただきたいと思います。
0:49:04	規制庁平間です。よろしくお願ひします。私からは以上です。
0:49:16	規制庁秋本です何ヶ所かあるんですけど100、1. 14の171で比較表で171ページで、
0:49:30	多分これは線を
0:49:33	破線を足したのかなあって。
0:49:36	思ったんですけど。
0:49:38	これは、
0:49:39	あれですよねホースっていう理解でいいんですよね。
0:49:45	北海道電力市野関です。ホースのオオキサイを
0:49:50	変えてまして破線に書いております。以上です。
0:49:55	以前は実線だったんですけども、ホース1. 14の図面で、破線で示していますので、破線で記載することに統一しております。以上です。
0:50:11	電力のフジタですけども、あれこれコースっていうふうに記載を、
0:50:15	してないんでわかりにくくなってしまってるんで、
0:50:18	本数というふうに矢印で記載を追記させていただきたいと思います。
0:50:23	規制庁秋本ですとりあえず何ですかねこういうのをずっと秋口からやってるのでわかっていらっしやると思う。思ったんですけど左と右見て、何か情報量足りないところがあるのなのっていうところを見てもらうと、すぐわかると思うんですけど。
0:50:42	なので、ちゃんと見てますかっていうのを聞こうかなと思ったんですけど。
0:50:51	北海道電力の藤田です。
0:50:53	すいませんちょっとその辺、しっかり確認できてなかったと思います。
0:50:58	追記させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:23	規制庁秋本ですさっき
0:51:27	宮本からあった花強いん今後の検討により変更となる可能性があるっていうのはちょっと確認だけなんですけどそういう書き方って先行もや何かやってたりするんですけど。
0:51:49	北海道電力の藤田です。
0:51:51	同じ表現を使ったかどうかちょっと定かじゃないんですけども、変更する可能性があるというのは、他の資料でも使っております、
0:52:01	表現が、この表現が適切かというのは、少し確認させていただきたいと思います。
0:52:13	規制庁秋本です多分変更になる可能性はあるっていうのは多分全部一緒なのかなとは思いつつ、
0:52:21	何て言うんすかねその制限時間的な感じで守らなきゃいけない時間という意図で、
0:52:29	書いてるのかなあとちょっと思ったりもして、
0:52:34	何て言うんでしょう、点、
0:52:36	最終的にその申請ベースで記載するところは、
0:52:43	この状態だとちょっと困ることもあんのかなとか思ったりですね、何か、これ、別に添付だから、いいのかもしれないんですけど、
0:52:53	わかりました。先行例があんのかどうか気になっただけなので、わかればまた、
0:52:59	説明していただければと思います。
0:53:04	承知いたしました。
0:53:48	規制庁アキモトそれでは次の説明をお願いします。
0:53:54	はい。北海道電力の山本でございます。それでは57条の方の説明をさせていただきます。資料の方は資料1-8のコメント回答リストと、資料1の中の記載適正化箇所リスト。
0:54:07	を主に使用しまして説明をさせていただきます。まずコメント回答リストの方、資料1-8でございます。こちらにつきまして説明をさせていただきます。
0:54:18	ナンバー2ですけれどもこちらアノ及び燃料タンク、SAの9項と、こちら切りかかるところに記載していたんですけども比較表の添付の57-43ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:32	すいません。資料で言うと1-5になります。こちらの添付. 57の43ページ。
0:54:40	こちらの方に
0:54:42	燃料系統の操作の切り換えとして燃料タンクへ請求こちらを記載してございました。こちらについては
0:54:52	燃料タンク自体はSAの時にしか使用しないスタンドアローンのタンクなので切り換えというものがそもそも必要なのかどうかと、適切なのかということをご指摘いただいております。
0:55:04	こちらにつきましては検討いたしまして新規に設置する燃料タンク衛生、こちらにつきましては政治に必要な燃料を発電所内に保有するための専用のタンクでございますので、
0:55:17	切替には該当しないものと整理いたしまして、こちらの及び燃料単価請求高の記載を削除してございます。
0:55:25	続きましてコメント回答リストNo3でございます。こちらの原子炉建屋の記載でございますけれどもこちらの記載が適切かと。
0:55:35	いうご指摘をいただきましてこちらも
0:55:38	周辺法規等という記載に変更してございます。
0:55:43	引き続きましてコメント回答リストの2ページ目になりますけれども、ナンバー4でございます。
0:55:49	こちらの容量の単位、キロリットルと立米、こちらがですね混在して記載していた状態でございます。
0:55:58	こちらにつきましては先行プラント等においてもですね混在しているところがございますが、我々許認可資料における燃料関係の用量の単位としてですね統一するのが望ましいと。
0:56:12	いうふうに判断いたしまして、KL。
0:56:15	という記載に統一をしてございます。
0:56:19	コメント回答につきましては、以上でございます。
0:56:23	引き続きまして
0:56:25	資料1の10、適正化箇所リストでございますけれどもこちらの
0:56:31	数、全部でですね283番までございまして、210番までのところに109番、以前はですね5月31日の一括提出時に修正をした内容でございます。
0:56:43	211以降が、今回修正をした内容でございます。
0:56:47	こちらが一番のところについては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:52	ナンバー1についてはですねホースと書いていたところに、配管弁類、こちらの方が記載が漏れてございましたのでこちらを追加しております。
0:57:01	2番のところにつきましてはそれぞれ1セット1台使用するというふうに記載していたのを
0:57:07	それぞれというのがいまいち適切な表現ではないというふうに考えまして可搬型直流電源発電機と可搬型直流変換器、それぞれに対して
0:57:20	1セット1台使用するという記載をしてございます。その他、すいません。記載の適正化の範囲でございまして、こちらでは説明を割愛させていただきたいと思っております。
0:57:30	ちなみに
0:57:32	図面に関してもですね一部北伊井の展開が
0:57:37	反映しきれなかったところもございましてこちらにつきましては6月末に提出させていただきます資料の方に反映をさせていただきたいと考えてございます。
0:57:47	57条の説明は以上でございまして。
0:57:53	規制庁秋本です今の、さっき最後の図面のやつっていうのはどういことですか。図面の反映ができてないっていうのは、すいません。
0:58:02	北海道電力の山本でございまして。
0:58:05	例えば原子炉建屋を周辺補機等、燃料取扱棟、原子炉格納施設に分けてございますけれども、図面にいくと原子炉建屋のままになってございますので、
0:58:16	こちらについてはどこがああ周辺補機等の範囲でというのをわかるように記載をしたいと思っております。
0:58:22	あと一つですねタンクの容量なんですけれども
0:58:27	ディーゼル発電機の燃料タンクでございましてけれどもこちらの146立米と、まだ立米のままにしておりますのでこちらの方キロリットルに修正をします。
0:58:37	いうことを図面の方でも反映をしたいと思っております。
0:58:44	規制庁アキモトですそれはあれですか既許可とかも大丈夫なん。
0:58:49	でしたっけ。
0:58:50	北海道電力の山本でございましてこちら納期強化の方。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:57	燃料っていう貯油槽については記載してございませんので今回初めて出てくるところになります。こちら燃料貯油槽のところにつきましては、
0:59:09	資料1-5の、添付57の235ページ、こちらの方に記載してございますけれども、こちらの方で146立米というふうに書いているところをですね146k lに買いに行くと。
0:59:24	合わせて33条の方につきましても同様の記載がございますので、こちらについてもキロリットルに修正をすると。
0:59:30	ということで6月末の提出資料に反映させていただくことで今、修正を進めてございます。以上です。
1:00:11	規制庁アキモトその他規制庁側からありますか。
1:00:25	規制庁アキモトです
1:00:27	ちょっと1点中14側に戻っちゃうんですけど、
1:00:31	何でしたっけタンケツのズー。
1:00:35	ガー。
1:00:37	どこでしたっけちょっと。
1:00:51	規制庁秋本です例えば資料1-1の1. 14の97ページとかだと、
1:01:03	グレー一色になってるんですけど他のDBとか54条もカラーだったりしたんですけど、これは何か意図があるんでしたっけ。
1:02:46	北海道電力の山本でございます。こちらの単線結線図でございますけれども54条の方もですね、添付書類8、こちらの方につけております。単線結線図につきましては白黒。
1:02:59	で表現させていただいております。まとめ資料の方につきましてはわかりやすさの観点から、女川さんもカラーで記載をして、説明してございますので、我々も同じようにカラーで、
1:03:12	わかりやすく、ご説明させていただくために、まとめ資料上、カラーの記載をしているものでございます。以上でございます。
1:03:25	規制庁アキモト2その他、よろしいでしょうか。はい。
1:03:28	ではじゃあ、電源関係は以上で、席の入れ替えとかいろいろあると思うので、10分間休憩でよろしいですか。
1:03:38	10分休憩します。
1:03:46	はい。規制庁大塚です。それではヒアリングの方を再開したいと思います。まずは6条の火山からということで事業者の方から説明をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:01	北海道電力の荒井でございます。本日6条の火山につきましてまず初めにコメン等なんですけども、今までいただいたコメントにつきましてはずべて回答済みのステータスでございますが、
1:04:14	本日、1件数字とさせていただいております降下火砕物の侵入による潤滑への影響についてご説明させていただきたいと思ます。
1:04:24	資料につきましては、資料9-2の比較表を用いたと思います。
1:04:30	比較表の補足資料7番、ページ数で言いますと、6火山別添1、補足7-1をお願いいたします。
1:04:45	はい。こちらで評価してございますのは、降下火砕物が、ディーゼル発電機の消音器吸気フィルターを通過しまして、ディーゼル機関に入った後に、潤滑油に侵入した際に、潤滑への性状が、
1:05:01	問題ないかということの評価してございます。
1:05:04	試験概要につきましては、ディーゼル発電機に使用する潤滑油を用いまして、降下火砕物を混入攪拌しまして、間接的影響の期待している期間であります。7日間保管しましてセブン分析を実施してございます。
1:05:19	試験条件につきましては、主に三つの条件、濃度それから粒径、温度がございまして、まず濃度につきましては、進入経路でございまして、ディーゼル発電機消音器吸気フィルター。
1:05:32	まず、比較的大きい形の降下火砕物は不要とされます。
1:05:37	振り落とされなかった、比較的小さい形のものが、ディーゼル発電機に取り込まれたうちに、潤滑油系統に侵入するという経路を想定してございます。この経路を想定した際に、
1:05:54	考えられます濃度を算出しまして、それに対して保守的に濃度を設定してし、
1:06:02	設定して試験を実施してございます。
1:06:06	次に粒径なんですけど、ディーゼル発電機の期間内に取り込まれた後にピストンとそれからシリンダーで終了することによって降下火砕物が細かく破碎されることによって、
1:06:18	進入していくものと考えてございまして、その形を20マイクロメートル1と設定してございます。オンダにつきましては、潤滑油の最高使用の今度設定してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:31	判定基準なんですけど、判定基準表の2の方に記載してございまして、油膜の保持等をつかさどりますは、同年度、それから3カトウの化学的影響を及ぼす水分、それから円期間、
1:06:47	等を判定基準としてございまして、これら、評価した試験結果のを表3の方に示してございます。
1:06:56	試験結果では、各判定基準ともに判定基準を十分満たす結果が、
1:07:03	出ておりまして、今回想定してございまして降下火砕物の濃度によって、ディーゼル発電機の潤滑油に影響は及ぼさないと判断してございまして。
1:07:14	本日の説明内容は以上でございまして。
1:07:20	はい。規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。それでは確認したいと思います。
1:07:28	資料9-1の、
1:07:30	別添1の補足7-2ページのところで、
1:07:34	表一位がついてまして想定される潤滑油中の降下火砕物濃度っていうことなんですけど、
1:07:44	表の中の④番の、
1:07:47	降下火砕物濃度のところ、
1:07:52	の、
1:07:53	数値を見るとですね、ちょっとマスキング箇所になってますけど
1:07:57	女川と比べるとかなり濃い結果となっていると思ってます。
1:08:02	途中の計算過程を見るとですね②のところの、ディーゼル発電機関に取り込まれる降下火砕物、
1:08:11	の量を見ると、ここがかなり、
1:08:14	違っているのだからここが効いてきているのかなと思うんですけど。
1:08:18	取り込まれる量としてこんなに先行の女川と比べると、
1:08:24	違う理由は何なのかなってちょっと疑問に思ったんですけど、ちょっと理由の方説明してください。
1:08:29	してもいただけますか。
1:08:32	北海道電力の荒井でございまして。まずここに流入してくる量というのは、フィルターを通した後に、流入してくる量の差異によって異なるものと考えてございまして。
1:08:43	女川の場合はバグフィルターを設置してございまして、その粒径が2マイクロメートル。
1:08:49	の粒子を捕獲するものとなっているのに対します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:56	対しましてともに電話、0.12 ミリ、
1:09:01	の粒径を捕捉捕獲しておると。その他腔の家によって、入ってくる量、隣の方が比較的大きい形のものもすべて入ってくると。
1:09:11	ということがございましてこの潤滑油に購入する降下火砕物の量が多い。
1:09:17	状況となつてございます。以上です。
1:09:22	あ、規制庁オオツカで生じました。ちなみに、
1:09:25	女川以外の他の先行プラントと比べて、泊と同程度の評価結果となつてるところあるんでしょうか。
1:09:35	北海道電力の荒井です。同程度を、
1:09:39	A 評価となつているものは、衛藤島根 2 号さん。
1:09:44	とかが、と同じ程度になつているんですけども、潤滑へのこの評価、
1:09:49	としては衛藤島根さんの方では実施しておりませんので、単純に比較するということは、
1:09:55	できてございません。
1:10:30	規制庁大塚です。承知しました。
1:10:33	とりあえず私からは以上ですが、ほかにコメントありますでしょうか。
1:10:43	原子力成長の中身については理解しましたそれで、現状ちょっと数字は言えないのでマスキングですので、マイクは多少、
1:15:21	はい原子炉規制庁宮です。わかりました。はい。私の方は以上です。
1:15:31	規制庁大塚です。ちょっと、
1:15:34	追加で確認なんですけど、
1:15:36	別添 1 の補足 7-4 ページのところ、
1:15:41	試験項目で、水分の試験項目で、以前の資料では、
1:15:47	蒸留法と書いてあったと思うんですけど今回、
1:15:51	カールフィッシャー式運転料。
1:15:55	滴定方っていうんですかね、に変更されてますけど、この変更された理由の説明をお願いします。
1:16:03	北海道電力の荒井でございます。変更した理由につきましては、こちらの水分の含有%。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:11	をもとに設定してございます。蒸留法に比べまして、こちらのカールフィッシャーの全量適正法の方が水分が小さい、医療の水分の方を、
1:16:23	抽出するのに適していると。
1:16:25	今回、代表性場として、
1:16:30	表3の方に親友の代表性浄水分の
1:16:33	載せておりますが、
1:16:35	0.03以下という数字がございまして。カールフィッシャーの燃料適正法の方の適用範囲としましては、0.03から0.1%と。
1:16:46	それに対して蒸留法につきましては少し大きくなりまして、0.05から25%となっております。
1:16:52	それを、
1:16:55	判断しまして、今回のように微量の水分である場合はカールフィッシャーの電量的警報の方が適していると判断したため、今回このように水分の
1:17:07	試験の方法を用いて実施してございます。以上です。
1:17:15	規制庁大塚です。承知しました。
1:17:18	ちなみに、先行も蒸留法、
1:17:22	を使っていたプラントがあったと思うので、
1:17:26	もし可能であれば比較表の方に、先ほどご説明していただいた、
1:17:33	理由を、そういう理由のところにも書いていただくと助かります。
1:17:38	北海道電力の荒井でございまして。承知いたしました。江藤兵庫にのところで、そういう理由カールフィッシャー燃料適正法を採用しているという記載がございましてそこに追記する形で、今回の理由を追記させていただきたいと思っております。以上です。
1:17:56	規制庁大塚です。それでは、こちら側からの確認は以上になります。事業者側から何か火山について、
1:18:04	確認したい点等ありますでしょうか。
1:18:08	北海道電力の荒井でございまして。こちらからは確認項目等ございません。以上です。
1:18:14	規制庁大塚です。それでは火山の方はこれで終了したいと思います。
1:18:18	続きまして外部火災の方。
1:18:21	説明の方をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:26	北海道電力の秦です。それでは6条外部火災の方。
1:18:30	ご説明させていただきます。
1:18:33	まずは資料10-3ですけども、コメント回答リストになります。こちらについては、前回までのヒアリングですべてコメント回答済みになってますので、ステータスとしてすべて完了済みということでご提出させていただいております。
1:18:50	続いて資料10-4、記載の適正化リストのほうのご説明をさせていただきます。
1:18:58	大半が記載の適正化の用語の適正だったり、
1:19:03	どっかのページ番号、条文間の整合によるページ番号の修正とかになりますので、そちらの方は割愛させていただいて、
1:19:11	変更した主な点として、2点ご説明させていただきます。下のページで11分の3ページ、お願いいたします。
1:19:24	資料10-4の記載の適正化リストの方、
1:19:28	はい、申し訳ありません。
1:19:37	11分の3ページですけども、左側ナンバー25番になります。
1:19:42	こちら前回のヒアリングのときにコメントをいただいた部分になりますけども、
1:19:47	タービン本装置及び主蒸気止め弁についての防護
1:19:52	防護方針について記載している部分でしたけども、
1:19:56	一部前回外部火災と大きい括りで記載してた部分ありましたので、そこについてはもう少し具体的な記載ということで、新しい方の記載で、記載を見直しております。
1:20:09	続きまして、11分の10ページになります。
1:20:17	11分の10ページのNo.85番になります。
1:20:22	こちらですけども、F A R S I T Eの気象データの扱いについてですね。
1:20:28	添付資料2の方、森林火災の資料の方ですけども、その中で複数箇所に点在して、
1:20:35	記載してたところもありましたので、新たに一つの
1:20:39	資料に取りまとめた形で、
1:20:43	作成しましたので、
1:20:44	それによって修正しております。こちらについては比較表の方でご説明を差し上げたいと思いますので、比較表の方で、
1:20:53	を開いていただきたいんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:57	比較表で、ページ番号が6、外貨別1、
1:21:02	添付2-120ページになります。
1:21:14	こちら、参考資料2-6ということでFARSITEにおける気象データの扱いについてという形で取りまとめたものになります。
1:21:24	まず(1)番として、気象条件の選定、設定になりますけども、こちらの外部火災影響評価ガイド、2の中で気象データの整備要領というところ記載ありますけども、
1:21:36	そちらでは現地にて起こり得る最悪の条件を検討するため、
1:21:41	発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温最小湿度条件を採用する旨の記載がありますので、
1:21:50	泊発電所が立地している北海道の森林火災の発生状況を調査したところ最も多い月は5月となりますが、
1:21:59	データの選定については5月のみではなく、その前後の月である4月と6月を含めた、3ヶ月間の
1:22:07	気象データですね、そちらを選択することで森林火災の、
1:22:13	規模に対して保守的となるように設定しております。
1:22:17	続いて、
1:22:18	(2)番気象データの選定ですけども、今ご説明した(1)で定めた期間に対して、
1:22:25	どこの気象データを採用するかということで検討したものになります。
1:22:30	こちらについては、外部火災、
1:22:33	影響評価のガイドにもした、示されておりますけども、発火点が発電所から10キロ圏内で設定するということ。
1:22:42	がありますので、
1:22:44	弊社としては敷地外の拡大の発生進展を、
1:22:48	を評価するには発火点に最も近い発電所内の気象データが、適していると判断して発電所の気象データをFARSITEの入力値としています。
1:22:59	ただ一方で発電所敷地外にも、気象庁の方で公開している気象統計情報ありますので、そちらとの比較も実施しております。
1:23:09	気象庁の方のデータのうち、基本と最大風速については、泊発電所から最寄りの1、
1:23:17	2、
1:23:18	最寄りに位置して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:21	同じく尻別地方の海沿いにある、
1:23:23	神恵内の地域長観測所におけるデータを採用しています。
1:23:28	ただ今、
1:23:32	ご説明した神恵内の放出量については、計測しておりませんので、距離は少し離れてしまいますけども、
1:23:39	同じく尻別地方の海沿いにあるセッツのデータを出動については採用して、それら二つを組み合わせた値として、
1:23:47	比較対象として、泊と、
1:23:50	比較検討しました。
1:23:53	結果として気温と最大風速については発電所の方が高くて、湿度は、
1:23:59	敷地外の観測所の方が低いという結果になりました。
1:24:03	ここでF A R S I T Eにおいて、
1:24:06	今言った気象データである基本出動日風速のうち解析結果に対する感度が、
1:24:11	一番大きいものは風速で、温度湿度というのはF A R S I T E入力条件に、
1:24:17	において、
1:24:18	含水比をもともと低く設定しているため、解析結果にそこまで大きな感度がないというところが、
1:24:29	今、F A R S I T Eに入れてる解析上の設定となります。
1:24:33	以上から、発電所敷地外の貴重観測データの方がアノ室の方は若干低いんですけども、風速が高い発電所内の気象観測データの方が保守的な設定であると。
1:24:44	いうふうに考えております。
1:24:46	弊社からの説明は以上となります。
1:24:51	はい。規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
1:24:54	確認入りたいと思います。
1:24:58	今ご説明のあった部分について何かコメントありますでしょうか。
1:25:02	ないですか。
1:25:12	はい規制庁オオツカです。それではこちらからの確認は特段ありません。事業者側から何か確認しておくべき事項等ありますでしょうか。
1:25:26	はい規制庁オオツカで承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:29	それでは本日のヒアリングはこれで終わりたいと思いますありがとうございました。
---------	--

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。